

# 学校法人秀明学園情報公開規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人秀明学園（以下「学園」という。）が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、学園の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とする。

(公開する情報及びその方法)

第 2 条 次の各号の情報について、広く社会に公開するものとする。

(1) 学園及び各学校の基本情報

- ① 建学の精神、校訓
- ② 学園の沿革
- ③ 学生数及び卒業生数
- ④ 教職員数

(2) 法人の経営及び財務に関する情報

- ① 事業計画書
- ② 事業報告書
- ③ 財産目録
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 収支計算書（資金収支計算書及び消費収支計算書）
- ⑥ 監査報告書

(3) 大学の教育研究活動に関する情報

- ① 大学学則
- ② 授業科目履修規程
- ③ 教育研究上の目的
- ④ 教育研究上の基本組織
- ⑤ 教員組織、各教員が保有する学位及び業績
- ⑥ 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数
- ⑦ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
- ⑧ 学修成果の評価及び卒業又は修了認定の基準
- ⑨ 校地、校舎等の施設その他の学生の教育研究環境
- ⑩ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- ⑪ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ⑫ 学生が修得すべき知識及び能力
- ⑬ 公的研究費の不正使用防止のための取り組み

(4) 評価に関する情報

- ① 自己点検・評価報告書
- ② 文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価結果

- (5) キャンパスハラスメント防止に関するガイドライン及び規程
  - (6) その他の情報
    - ① 法令により公表しなければならない情報
    - ② 前各号に定める情報のほか、積極的な情報公開が必要と認められる情報
- 2 前項に定める情報の公開は、学園報等の刊行物への掲載又はインターネットほか広く社会に周知することができる方法によって行うものとする。

(閲覧)

第3条 学園の設置する学校に在学する者その他の利害関係人は、私立学校法第47条第2項の規程に基づき、法人の事務所に備えた財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を閲覧することができる。

(非公開情報)

第4条 第2条に定める公開情報に、次の各号のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を非公開とする。

- (1) 法令等の規程により公にすることができない情報。
- (2) 個人に関する情報であつて、特定個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - (イ) 法令の規程により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報
  - (ロ) 人の生命、身体又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - (ハ) 法人の役員及び教職員の職務の遂行に係る情報のうち、当該役員及び教職員の氏名、職名及び職務の内容であつて当該個人の権利利益を侵害するおそれのないもの
- (3) 学園以外の法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であつて、公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
- (4) 法人の事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。(所管課)

(本規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則 この規定は、平成28年4月1日から施行する。